

A 4 交通費は、原則として所得税は非課税です。ただし、非課税となる金額には限度があります。

[解説]

(1) 電車、バス等の利用による運賃（最も経済的かつ合理的な経路及び方法による通勤手当や通勤定期券などの金額）

・・・ 1か月あたり100,000円まで

(2) 自動車、自転車等の使用 ・・・ 以下の表のとおり

以下の表のとおり 診療所までの距離	非課税限度額
～片道2 km未満	0円
片道 2 km～10 km未満	4,100円
片道10 km～15 km未満	6,500円
片道15 km～25 km未満	11,300円
片道25 km～35 km未満	16,100円
片道35 km～45 km未満	20,900円
片道45 km以上	24,500円

(3) 電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤している場合
この場合の非課税となる限度額は、次の①と②を合計した金額ですが、1か月当たり10万円が限度です。

① 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額

② マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

この超える部分の金額は、通勤手当や通勤定期券などを支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。

なお、通勤手当などの非課税となる限度額は、パートやアルバイトなど短期間雇い入れる人についても、月を単位にして計算します。